

お客さま各位

新型コロナウイルス感染症による緊急事態措置対象区域拡大を踏まえた  
当組合の訪問活動の休止について

平素より格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

4月16日、政府より新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急事態措置の対象区域拡大」が発表されました。東部富士五湖地域においても、非常事態宣言が発令されており、不要不急の外出の自粛等、人との接触による感染リスク拡大を防止することが強く要請されております。

このような状況下、当組合はお客さまと当組合の職員の健康・安全を最優先として、下記のとおり渉外担当者による訪問活動を休止させていただきます。

お客さまには大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. お客さまの安全を考え、当組合渉外担当者による訪問活動(定期積金・売上集金等の定例訪問を含みます)を休止させていただきます。  
※定期積金については後日一括して集金させていただきます。掛け込みの遅延に関らず満期時には契約どおりのお利息をお支払いさせていただきます。
2. 定期預金、定期積金の満期・書換え手続き等については、ご来店が可能なお客さまは、お手数ではございますが、お取引をされております営業店へご来店いただきますようお願い申し上げます。
3. コロナウイルス関連融資に関するご相談等で個別訪問をご希望されるお客さまは、まずはお電話で当該店舗または渉外担当者までご連絡をお願いいたします。
4. 毎年行っております年金誕生日のプレゼントについては、配布が遅れる事をご理解くださいますようお願いいたします。
5. この取り扱いは令和2年4月17日(金)からとし、「非常事態宣言」が解除され、感染の不安が払拭されるまでの間を予定しております。

※窓口およびATMについては通常どおり営業を行っております。

本件に対するお問合せ先  
都留信用組合 「お客様相談窓口」  
電話(フリーダイヤル) 0120-302-144